

2020. 12. 3 第43回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第43回口頭弁論期日が終わりました。

前回の期日は9月29日でした。10月26日、菅総理大臣は、所信表明演説で「50年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。脱炭素社会の実現を目指す。」と述べました。温室効果ガスの排出を減らすこと自体は、大変、良い政策です。もっと早くゼロにすることを明言すべきとも言えます。しかし、現政権は、「安全最優先で原子力政策を進める」としていて、原発を維持したまま、場合によっては原発の新增設さえ認めるという姿勢で、温室効果ガスを減らそうとしています。こういうやり方は間違っています。最近の技術力の進歩によって、再生可能エネルギーでの発電がすごく増え、そのコストもすごく下がっていますから、原発がなくても、電力は足りています。今後ますます再エネ発電が多くなります。原発をなくし、しかも、温室効果ガスの排出をゼロとすることが可能です。

政府の強い勧誘により、北海道の小さな2自治体が、高レベル放射性廃棄物（いわゆる核のゴミ）の最終処分場の選定調査に応じることとなりました。人口約2900人の寿都町（すつつちょう）と人口約820人の神恵内村（かもえないむら）です。約2年間の文献調査を行うことを了解するだけで、最大20億円の交付金を受けられるというので、過疎と財政難に悩む自治体が応募したと言います。2007年に応募したものの住民の反対で撤回した高知県東洋町の例があるので、政府は、複数の自治体の同時応募をすすめようとしてきたようです。最終処分場がないのはトイレのないマンションだとの批判を受けていることから、政府は、なんとしても最終処分場を作りたいのです。しかし、最終処分場を完成させた国はありません。フィンランドでも建設中という段階です。政府の計画では、文献調査の後、約4年間のボーリングなどで地下の状況を調べる概要調査、それから、約14年かけて地下深くに調査施設を設けての精密調査を行い、やっと、最終処分場の建設地を決定するという流れです。計画どおり進んだとしても、完成までに数十年かかるのです。そもそも、使用済み核燃料は、人が近づくと約20秒で死亡するほどの強い放射線を放ちます。それをガラス固化体にして、地下300m以上深いところに埋めるといっていますが、比較的安全な放射線量に減るまで10万年以上かかるというのです。日本に10万年も安定している地盤なんて存在しないはずですよ。そんな危険なものを子孫に残していいのでしょうか。なによりも、そんな危険な核のゴミを、これ以上増やさないということの方が大事な選択のはずです。寿都町の榎谷和幸さんは「処分場がないまま原発を始めたエネルギー政策が間違いだったと認め、原発を止めて核のゴミを増やさなくするのが最初のはず。」と言っているとのこと。本当に、

そうです。政府は、最終処分場の建設のために使うお金を、再生可能エネルギーでの発電のための研究開発のために使うように政策を変換すべきです。

原子力規制委員会は、青森県六ヶ所村のMOX加工工場が新規制基準に適合しているとし、更に、むつ市のリサイクル燃料備蓄センターも新規制基準に適合しているとしました。政府は、核燃料サイクル構想が既に破綻していることを認めたくないのです。それを追認するような原子力規制委員会の姿勢は残念でなりません。

さて、私たちは、中部電力に対し、地震動、津波などに関し、クリフエッジを明らかにせよと要求してきました。これに対し、中部電力は、ストレステストを実施していないし、クリフエッジの特定をしなくて良いことになったから特定していないと言います。そんな無茶な主張が認められてはなりません。中部電力は、クリフエッジの各値を特定すべきです。

私たちが訴訟で強く主張している浜岡原発の敷地内にA-17という活断層があるということに対する認否についても、中部電力は、未だに明らかにしません。

中部電力が主張している「深層防護」という考え方にしても、結局は、今の技術力の制約の下で、いろいろな事態を想定して対処するようにしているというだけのことです。想定外のことが起きうるということを考えていません。中部電力が最近実施した訓練でも、地震によって敷地に断層がでていたり、津波で敷地が浸水していたりというような状況になっているかもしれないということは、全く、想定されていない。住民の避難の際、3密を避けるというようなことも、全く、想定されていない。想定できない事態が起きうるのだということを謙虚に自覚し、想定を超える事態が起きた際、浜岡原発は、私たちにとてつもない害悪をまき散らすものだと考えなければなりません。危険な原発は直ちに廃止すべきです。

私たちは、私たちの訴えが裁判所に認めてもらえるよう、一步一步進めていきます。今後とも、皆様のご協力とご援助をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘